

○黒部市地域材活用促進事業補助金交付要綱

平成19年 3月30日

黒部市告示第25号

(趣旨)

第1条 この要綱は、黒部市補助金等交付規則（平成18年黒部市規則第34号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、黒部市地域材活用促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、黒部市産木材の住宅への利用を促進し、優良な木造住宅の建設を図るため市内において、木造住宅を建築又は増改築する場合、黒部市産木材を使用する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助金の交付対象)

第3条 補助金の交付対象となる木造住宅は、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。ただし、市長が特に必要と認めるものについては、この限りでない。

(1)一戸建ての木造住宅（店舗併用住宅を含む。）及びその付属建物（車庫、納屋）であること。

(2)市内で自ら住居するため新築又は増改築するもので、黒部市産木材を5立方メートル以上使用すること。

(3)建築士が設計した建物であること。

(補助額の額)

第4条 黒部市産木材の使用量により、1件当りの補助金の額は、次のとおりとする。ただし建築主が市外から転入してくる場合には、補助金額を1件につき100,000円加算するものとする。

使用量	補助金額
5.0立方メートル以上7.5立方メートル未満	100,000円
7.5立方メートル以上10.0立方メートル未満	150,000円
10.0立方メートル以上	200,000円

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）

に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 設計図

（補助金の交付決定）

第6条 市長は前条の補助金の交付申請があったときは、当該申請の内容について審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定通知をするものとする。

（交付条件）

第7条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容の変更をする場合においては、市長の承認を受けること。

(2) 補助事業を中止する場合においては、市長の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

（実績報告）

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、補助事業完了1箇月以内又は当該年度の3月31日までのいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書（様式第4号）

(2) 黒部市産木材出荷証明書

（補助金の交付決定の取消）

第9条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を申請目的以外に使用したとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日告示第34号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前のそれぞれの告示に定める様式による用紙は、当分の間、
所要の調整をして使用することができる。